最近の裁判例から (7)-投資物件への住宅ローン利用-

買主に住宅ローンでの投資物件購入を誤信させたとして不動 産業者への不法行為による損害賠償請求が認められた事例

(東京地判 令3・12・23 ウエストロー・ジャパン) 山本 正雄

投資セミナーに参加した買主が、売主業者 らの共謀により、本来不動産投資に利用する ことができない住宅ローン契約を利用できる ものと誤信させられ、売買契約を締結させら れたとした損害賠償請求について、一部不動 産業者に不法行為が認められた事例(東京地 裁 令和 3 年12月23日判決 ウエストロー・ジ ャパン)

1 事案の概要

平成29年8月、不動産投資セミナーに参加 したX(原告、個人)は、セミナー講師であ ったY1(被告)を通じ、Y2(被告、不動 産業者) の紹介を受けた。

平成30年2月、XがY2を訪問したところ、 従業員 Y 3 (被告) が対応し、ローンの仮審 査をすることとなり、審査書類に記入した。

翌月、XはY3から「仮審査が通ったので Y4 (被告、不動産業者) の事務所で打合わ せをする」との連絡を受けた。事務所を訪問 した X は、 Y 4 からローン契約の本審査の書 類を提示され同書類に記入した。

その後、XはY3から「ローンの本審査が 通り、購入不動産(本件物件)が決定した」 との連絡を受けた。また、Y3から「Xの住 民票を現住所から本件物件に移すので役所か ら電話がきたら手続きを委任したと伝えるよ うに」との連絡を受け、了承した。これを受 けて、Y2の従業員が住民票異動の手続きを 行った。

平成30年4月、XはY4の事務所において

売主(被告、不動産業者)と本件物件を 1,230万円で購入する売買契約を締結した。 Xは、Y4から本件物件のリフォーム工事を 勧められ、Y5(被告、リフォーム業者)と の工事委託契約書に署名押印した。

その後、Xは、本件物件の購入資金の融資 を受けるために Y 4 を訪問し、ローン担当者 の質問に答えるなどしたが、その際にはあら かじめY4から言われたように「(物件に) 5月から居住する」と答えた。

Xは、フラット35長期固定金利型住宅ロー ンの金銭消費貸借契約を締結し、1.332万円 を借り入れた。フラット35の申込書及び金銭 消費貸借契約書には、借入金の使途を「債務 者が自ら居住するための住宅の取得資金」に 限定する旨の条件が記載されていた。

令和元年6月、Xはフラット35を取り扱う 住宅金融支援機構から本件売買契約について の説明を求められ、同年11月には、支援機構 は、貸付条件違反を理由に、残元金等の一括 支払いを求め、本件物件の担保不動産競売事 件を申し立てた。

Xは、売主及びY1~Y5が共謀してフラ ット35による投資物件購入を行わせたとし て、融資金額、購入諸費用、仲介手数料、弁 護士費用等、計1,766万円余の損害賠償を求 める訴訟を提起した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求 を一部認めた。

(共同不法行為について)

Xの不動産投資に関して居住用不動産の購入等に使途が限定されているフラット35による借入れを利用することを認識していたのは、平成30年3月にY4の事務所でXにローン契約の本審査の書類を提示したY4のみであったことが認められ、かつ、Xに対し、本件売買契約の資金調達においてフラット35が利用できるとの虚偽の説明を明示的に行った者を認定することはできない。そうすると、Xの主張する欺罔行為をフラット35に関する黙示の虚偽説明を行ったことと解するとしても、Xに対して虚偽の説明を行ったと評価できるのは、フラット35による借入れに関する審査書類を提示したY4しかいない。

Xは、Y1、Y3も虚偽説明を行ったと主張するが、同人らが、「Xが投資用不動産を購入するに当たり、その資金について住宅ローン契約を利用する」ことの認識を超えて、「居住用不動産の購入等に使途が制限されている住宅ローン契約を投資用不動産の購入に当たって利用する」との認識まで有していたとは認定できないから、同人らが黙示の虚偽説明を行ったということはできない。

Y2、Y5については、本件売買契約の売 買代金資金としてXがどのようなローン契約 を利用するかを具体的に認識していたという ことはできないから、同様に黙示の虚偽説明 を行ったということはできない。

そうすると、Y4がXの主張する詐欺行為を行ったということはできるものの、その余の被告らについては、同詐欺行為を行ったとも、関与したともいうことはできない。

なお、Xは国土交通省が売主に対して監督 処分(宅地建物取引業法65条1項に基づく指示)を行ったことを指摘するが、同処分の理 由欄には中古マンション等の売買契約において売買価格等が異なる内容の売買契約書を作

成し、金融機関に提出することにより、真の 売買価格を上回る融資の承認を得させる不正 行為に関与したことが記載されるのみで、フ ラット35との関連性が見当たらないため、同 処分がなされたことをもって、売主がXの主 張する詐欺行為をしたあるいはこれに関与し たことになるものではない。

(結論)

よって、Y4については、Xの不法行為の 事実が認定でき、XのY4に対する請求 (1,766万円余) は認容されるが、その余の被 告らとの関係では、Xの主張する請求原因事 実は証拠上認定できないからXの請求はいず れも棄却することとする。

3 まとめ

昨今、住宅ローン市場が低金利であることを背景に、投資用物件など本来の趣旨とは異なる目的で住宅ローンを不正利用するケースが発生している。不正利用が発覚した場合、利用者は金銭消費貸借契約違反となりローン残額の一括返済を迫られ、返済不能となれば競売等により物件処分が行われることとなる。また、当然のことながら、関与した事業者に対しては刑事や行政上の責任を問われるだけでなく、本件のようにローン利用者から損害賠償を請求されることともなる。

フラット35を扱う住宅金融支援機構のホームページでは、「ローン利用者が手続きを事業者任せにしていたとしても、虚偽の内容で融資を受けることは犯罪(詐欺罪)であり、利用者自身が責任を問われることになります」として、利用者に向けて具体事例や注意事項をあげているので、取引業務の参考として確認されたい。

(調査研究部次長)